

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>家畜保健衛生所</p>	<p>経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていたものが4件あった。</p> <p>1 契約名称：タクシーチケット発行に係る手数料 (1) 請求日：令和4年6月10日 (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年6月21日 (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年6月21日 (4) 支出負担行為額：792円</p> <p>2 契約名称：家畜保健衛生所で使用するガソリン自動車（小型・貨物・バン）の賃貸借契約に係る経費 (1) 契約期間：令和4年4月1日から令和5年5月31日まで (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年5月11日 (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年5月11日 (4) 支出負担行為額：666,144円</p> <p>3 契約名称：家畜保健衛生所で使用する小型貨物自動車（バンタイプ）の賃貸借 (1) 契約期間：令和4年4月1日から令和4年8月31日まで (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年5月11日 (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年5月11日 (4) 支出負担行為額：118,800円</p> <p>4 契約名称：小型乗用自動車（5号車）の賃貸借契約（延長）に伴う経費 (1) 契約期間：令和4年4月1日から令和4年7月31日まで (2) 経費支出伺書の起案日：令和4年5月11日 (3) 経費支出伺書の決裁日：令和4年5月11日 (4) 支出負担行為額：96,800円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>
<p>措置の内容</p>		
<p>本事案は、当該事務について所属内における情報共有及び担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにより生じたものである。必要な事務手続を一覧表に整理することで、人事異動等に伴う事務引継ぎを確実に滞りなく行うとともに、チェック体制の強化を図った。</p> <p>今後は大阪府財務規則等関係諸法令の遵守を徹底するとともに、経費支出伺書の起案決裁を遡及することのないよう、事務処理の日程管理を適切に行う。</p> <p>なお、令和5年度も同契約（タクシーチケット発行に係る手数料※を除く3件）を実施しているが、前年度の不備を踏まえ、いずれも4月3日に経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁済み。※タクシーチケットの有効期限は2年であり、令和5年度はチケットの発行が不要であったため。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年10月5日）